

# 計算書類附属明細書(1)

久 留 島 隆

- I. はじめに
- II. 附属明細書制度と会社の業務・財産状況の検査権との関係
- III. 附属明細書関連規定の経緯
- IV. 附属明細書の意義
- V. 附属明細書と財産目録の関係
- VI. 附属明細書と財務諸表附属明細表等の関係
- VII. 附属明細書と営業報告書の関係
- VIII. 附属明細書の作成・確定・備置
- IX. 附属明細書の記載事項(以下、次号)
- X. 附属明細書の監査
- XI. 附属明細書の閲覧・謄本請求権
- XII. 附属明細書の作成・備置義務違反と再交付請求権
- XIII. 有限会社の附属明細書
- XIV. まとめにかえて

## I. はじめに

附属明細書制度は、昭和25年の改正商法が、いわゆる企業の所有と経営の分離現象を法律上認める反面、いわゆる企業の所有と支配現象を否定する立場のもとに、取締役会の権限を拡大強化したことに対応して、企業の実質的所有者である株主に、取締役の業務執行を監督是正する諸権利を与え、その支配権を確保し、これにより株主の保護を図ろうとする制度の1つとして、わが国の商法上初めて法定されたものである<sup>1)</sup>。

昭和49年改正商法は、貸借対照表の作成につき会計帳簿にもとづく誘導法による旨の損益計

算の立場を明らかにする(商法33条2項)とともに、計算書類から財産目録を削り、新たに計算書類附属明細書を決算経理体系中に加えて、貸借対照表および損益計算書の附属明細書とした。これを毎決算期に作成のうえ、監査役・会計監査人の監査を必要とする会計書類とし(商法281条,旧商法281条ノ4,旧商法特例法15条),かつ会社の本店に備置き,株主および債権者の閲覧等に供する(商法282条)とともに,その記載事項を計算書類規則において定めた(旧計算書類規則45条)。

昭和56年改正商法は、附属明細書の記載事項に関して、直接開示される貸借対照表・損益計算書・営業報告書と一体となって、間接開示ではあるが、会社の決算期における情報および営業年度に関する情報として、まとまったものを開示することに改めた。

昭和56年商法改正は、企業の社会的責任とその自主的監視体制の充実ということに、その重要な眼目があった。これらの目的を達成するためには、企業の内部情報の開示を強化すること、すなわち経営に関する情報の開示が必須の条件となるとともに、会社の利害関係人の利益保護のためには、そのために必要な情報が前もって公開されておく必要がある。そこで、営業報告書とともに附属明細書の記載事項の充実・整備等がはかられることとなったのである。

昭和56年改正商法が施行されて、いくつかの問題につき法理論が展開され、また、実務上も実例が報告される時期となったので、本稿では、そのうち諸外国に例のない附属明細書をめぐる諸問題を検討することに主眼を置いた。そ

の前提として、附属明細書が商法に導入された当時から関連する規定を、順次たどり、その流れを明らかにして、諸問題を検討する際の手がかりを得ようと試みたつもりである。

## II. 附属明細書制度と会社の業務・財産状況の検査権との関係

附属明細書を明定する旧商法 293 条ノ 5 (昭和49年商法改正の際削除) が立法化された経緯は、商法 294 条が規定する「会社の業務および財産状況の検査」と深い関係がある。

商法 294 条が昭和13年に改正される前は、商法 198 条として規定され、その内容は、「裁判所資本ノ10分ノ1以上ニ当タル株主ノ請求ニ因リ会社ノ業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査セシムル為メ検査役ヲ選任スルコトヲ得」(第1項)、「検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス此場合ニ於テ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此總會ニ於テハ前項ノ調査ヲ為サシムル為メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得」(第2項)というものであった。

昭和13年の改正に当っては、検査役選任請求の理由につき、単に「会社業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査セシムル為」と目的を掲げているだけで要件を定めていないので、検査を無条件に許すことになるため、これを制限する必要から<sup>2)</sup>、「会社ノ業務ノ執行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アルコトヲ疑フベキ事由アルトキ」と改め、本条の少数株主権を行使しようとする株主の要件を、「資本ノ10分ノ1以上ニ当ル株主」に加えて、請求の時より「3月前ヨリ引続キ」株主たる資格を有する者に限ることとした、と説明されている<sup>3)</sup>。昭和13年の本条改正は、少数株主権行使に制限を加え、少数株主権の濫用の弊害を防止しようとする趣旨に出たものである<sup>4)</sup>。

昭和13年改正商法 294 条 ①会社ノ業務ノ執行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反ス

ル重大ナル事実アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ3月前ヨリ引続キ資本ノ10分ノ1以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為裁判所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得

②検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

③前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第181条第2項及第184条第2項ノ規定ヲ準用ス

続く、昭和25年商法改正は、株主の地位の向上・強化とその保護をはかるという根本方針を基礎としていたから、改正に先立つ「商法の一部を改正する法律案要綱」(昭和24年8月13日)の第20は、商法 294 条を改正して、「一定の資格を有する株主に会計の帳簿及び書類の閲覧権及び謄写権を認め、その行使が権利の濫用に出で、会社の業務の運営を阻害し、又は株主共同の利益を害する等の事由がある場合の外、会社はこれを拒むことができないこと。」を提示した。この第20の制度は、一定の資格を有する株主をして、本店・支店に存する一切の会計帳簿、書類及記録を閲覧し、またはこれを謄写することができるものとすることによって、株主に直接会社経営を監督する途を開き、その利益を保護・強化しようとするものである<sup>5)</sup>、と説明されている。その後、商法 294 条はそのままとして、昭和24年12月23日に法務総裁に答申された「商法の一部を改正する法律案要綱に対する法制審議会の答申」の第20では、要綱第20に代えて、

「取締役は、毎決算期に、会社の業務及び財産の状況を相当詳細に記載した書類を本店及び支店に備え付けることを要し、各株主は、何時でも右の書類を閲覧し、若しくは謄写し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができること。

発行済株式の総数の10分の1以上に当る株式

を有する株主は、会社の帳簿及び書類を閲覧し、又は謄写することができることとし、取締役は、その請求が会社の業務の運営を阻害し、又は株主共同の利益を害する等特定の事由がある場合を除くの外これを拒むことができないこと。」という要綱を入れた。これが昭和25年改正商法293条ノ5乃至293条ノ7となって、立法化されたのである<sup>6)</sup>。

### III. 附属明細書関連規定の経緯

[昭和25年商法改正]

昭和25年の商法改正は、会社法全般にわたる改正で、特に株式会社に関するかぎりは、かなり徹底したアメリカ法化がなされた。その主要な狙いは、第一に、授權資本および無額面株式制度を採用し、会社の資本調達を円滑ならしめたこと、第二に、会社の機関権限を再分配し、株主総会の権限と監査役の権限を縮小させる代わりに、殊に取締役会の権限を拡大強化することにより、企業経営の合理化を可能にしたこと、第三に、個々の株主の権利を強化<sup>7)</sup>することで、多数の零細株主を保護すること、以上の3点であった。

このように昭和25年商法改正は、株主総会の権限を縮小し、取締役による経営の強化を肯認することにより、同時に株主の権利強化をはかった。たとえば、取締役の解任請求権(商法257条3項)、取締役の責任追及の代表訴訟権(商法267条)、取締役の違法行為差止請求権(商法272条)などが認められ、株主は直接に会社業務の運営を監督し是正する権利を与えられた。これらの権利を、株主が有効かつ適切に行行使するための手段として、株主に会計の帳簿閲覧権(商法293条ノ6)を認めた。しかし、この権利が会社荒しなどによって容易に濫用される危険が考慮されたため、これをいわゆる少数株主権として規定するにとどめている。すなわち、「発行済株式ノ総数ノ10分ノ1以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」は、会計の帳簿および書

類の閲覧または謄写を、理由を附した書面をもって求めることができる。

帳簿書類の閲覧請求権を少数株主権として規定した、その代償的な意味で、各個の株主に対して設けられたのが、「附属明細書」制度である。

このような株主の監督是正権的な権利が、昭和25年商法改正前に認められていなかったわけではない。昭和13年改正商法281条は、定時総会の会日より2週間前に、財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、準備金および利益または利息の配当に関する議案を、取締役は、監査役に提出することを要すると定め、続く282条は次のように規定していた。

昭和13年改正商法282条 ①取締役ハ定時総会ノ会日ノ1週間前ヨリ前条ニ掲グル書類及監査役ノ報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス  
②株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

その他これに加えて、昭和25年改正前においても、株主は定款や株主総会の議事録に対する閲覧権が認められていた(昭和56年改正前商法263条)のであるが、これらだけの制度では、閲覧等の対象となっている書類の内容が限定されるため、株主の保護に充分ではない。そこで本条2項をそのままにして、新設されたのが、昭和25年改正商法293条ノ5が定める附属明細書に関する規定である。

昭和25年改正商法293条ノ5 ①取締役ハ毎決算期ヨリ4月内ニ第282条ニ掲グル書類ノ附属明細書ヲ作り之ヲ本店及支店ニ備置クコトヲ要ス  
②前項ノ書類ニハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ詳細ニ記載シ殊ニ資本及準備金ノ増減、取締役、監査役及株主トノ間ノ取引、取締役及監査役ニ支払ヒタル報酬、担保権ノ設定、金融ヲ業トセザル会社ニ在リテハ金銭ノ貸付、他ノ会社ノ株

式ノ取得並ニ固定資産ノ処分ヲ明示スルコトヲ要ス

③株主ハ営業時間内何時ニテモ第1項ノ書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

なお、本条第2項中の「取締役及監査役ニ支払ヒタル報酬」という部分は、昭和37年の商法改正の際に追加されたものである。

昭和25年改正商法は、同時に、それまでの商法規定を改正し、取締役が附属明細書を備置かず、これに記載すべき事項を記載せず、または不実の記載をなし、あるいは株主の閲覧・謄写等の請求を不当に拒んだときは、損害賠償責任を負うほか、過料の制裁を受ける旨の規定を置いた（昭和25年改正商法266条ノ3第1項前段、498条1項3号、19号、20号）。

#### 〔昭和49年商法改正〕

昭和49年の商法改正の主要な点は、監査制度の強化、商業帳簿に関する商法総則規定の改正をはじめとするものである。最も重要なのは、監査制度の強化であって、監査役の権限強化およびその地位の保障と、公認会計士監査の商法への導入とから構成されている。その内容は、監査役の職務を従来からの会計監査のほか業務監査にも及ぶことにし、監査役にその職務を確実にこなすために必要な権限を与え、かつ、その地位の独立性を保障するための諸規定の設置である。他方、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下、商法特例法と略称する）が新設され、資本の額が5億円以上の株式会社に関する特例（但し、附則2項参照）と資本の額が1億円以下の株式会社に関する特例とから成っている。資本の額が5億円以上の株式会社については、監査役の監査のほか会計監査人（公認会計士または監査法人）の監査を強制し、資本の額が1億円以下の株式会社については、監査役は従来どおり会計監査のみを

行なうこととなった。したがって、昭和49年商法改正後は、株式会社は、資本金5億円以上の大会社、資本金1億円を超え5億円未満の中会社、資本金1億円以下の小会社の3つに区分され、監査制度については、それぞれの規模で異なる規制を受けることとなった。

決算手続に関する改正点は、監査役の監査を形式的なものにしている理由の1つであった短かい監査役の計算書類審査期間を伸ばすために、株主名簿の閉鎖期間および基準日から権利行使日までの期間を、従来の2月から3月に改めたことであり、これに伴ない、商法281条以下の決算手続規定を改正していることである。

附属明細書についての改正点は、従来の商法293条ノ5が、附属明細書の何たるかを説明していたのを、削除し、詳細は法務省令に任されたことである。すなわち、従来は、計算書類の附属明細書は、改正前の商法295条ノ3で定められていたのを、商法281条に移し、附属明細書が計算書類とともに作成されるべきこととなった。また、これまで附属明細書は監査の対象ではなかったけれども附属明細書も計算書類とともに監査役の監査を受けることに改められた。

昭和49年改正商法281条 ①取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 営業報告書
- 四 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

②前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

従来においても、取締役は計算書類の附属明細書を作成することを要したのであるが、その作成期間は決算期から4カ月と長く、しかも定時株主総会後でもよかったが、これが改められ、附属明細書の作成期間をこれまでより短縮し、定時株主総会の3週間前までに、取締役は

附属明細書を監査役に提出し、監査役は2週間内にその監査報告書を取締役に提出することとする新設規定を置いた。

昭和49年改正商法 281 条ノ 4 ①取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ 3 週間前ニ第 281 条第 1 項ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

②監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ 2 週間内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

従来においても、附属明細書は株主の閲覧権・謄写権の対象となっていたが、附属明細書は会社債権者にとって計算書類と同じ程度に重要であると考えられたため、附属明細書の閲覧権・謄写権が会社債権者にも与えられることになった。また、閲覧・謄写の時期が1ヶ月以上早められたが、備え置き場所が、従来では本店および支店となっていたのが改正法では、本店だけとなって、狭められることになった。ただ、これらを定める商法 282 条 2 項自体には文言上の改正はなされていないのであって、同条 1 項によって備え置くべき書類の範囲が、改められたために、閲覧権・謄写権の対象となる書類の範囲もこれに応じて、実質的に改められることになったのである。備え置くべき書類から財産目録が除外されるとともに、計算書類の附属明細書と附属明細書の監査報告書が新たに加えられることとなった。

昭和49年改正商法 282 条 ①取締役ハ定時総会ノ会日ノ 1 週間前ヨリ第 281 条第 1 項ノ書類及監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

②株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

〔昭和49年の商法改正に伴う商法特例法新設〕

大規模会社ほど、経営上の不正経理が顕著であることを考慮して、昭和49年商法改正の際に、大規模会社につき、特に会計監査を強化す

るため特別法を制定した。これが、商法特例法である。これによると、資本の額が5億円以上の会社を大会社とし(但し、附則2項参照)、資本の額が1億円以下の会社を小会社として、監査役の会計監査のみを従前どおり認めた。

商法特例法の規制を受ける大会社の場合は、会計監査人の計算書類についての監査報告書および会計監査人の附属明細書についての監査報告書を、監査役による監査報告書のほかに、定時株主総会の会日の1週間前から本店に備え置いて、これを株主および会社債権者の閲覧・謄写に供さなければならない(商法特例法13条1項、15条2項、16条)とした。小会社の場合は、昭和49年改正商法 282 条がそのまま適用される(商法特例法25条対照)。

〔昭和49年商法改正に伴う改正計算書類規則〕

いわゆる計算書類規則は、昭和13年の商法中一部改正法律施行法49条にもとづき、昭和38年3月30日に、「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」として制定され、昭和49年商法改正の際に、その名称も、「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」(昭和49年9月24日)と改称された。

附属明細書については、昭和49年改正前の規則には関連規定が置かれていなかったが、従来、計算書類自体についての記載事項を、計算書類規則において規定する一方で、その附属明細書の記載事項を商法において規定するのは、権衡を失するという理由から、昭和49年の改正に当り、それまでの商法 293 条ノ 5 を削除し、記載事項についての規定を新設し、計算書類規則45条として、整備した。

昭和49年改正計算書類規則45条 ①附属明細書には、次の事項その他会社の財産及び損益の状態に関する重要な事項を記載しなければならない。

一 資本金及び準備金の増減

- 二 固定資産の取得及び処分の詳細
- 三 支配株主及び子会社に対する債権の詳細
- 四 子会社の株式又は持分の詳細
- 五 資産につき設定している担保権の詳細
- 六 商法第287条ノ2に規定する引当金を計上するときは、当該引当金によって備えるべき特定の支出又は損失が生ずると認められる理由及び当期に計上する額の算定の方法

②附属明細書には、取締役、監査役又は支配株主との間の取引の詳細並びに取締役に支払った報酬の額及び監査役に支払った報酬の額をも記載しなければならない。

[昭和56年商法改正]

昭和56年の商法改正は、昭和49年から開始された会社法の根本改正作業の一環としてとらえられるべきもので、第二次大戦後の大改正である昭和25年の改正に次ぐ規模のものである。

昭和56年商法改正の主要点は、株式制度、株式会社の機関および株式会社の計算・公開に関する改正である。そのうち、株式会社の計算・公開の改正では、計算書類の体系として、商法281条が改正されている。

昭和56年改正商法 281 条 ①取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作り取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 営業報告書

四 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案  
②前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

本条が従来と異なる点は、「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」という名称が、「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」（以下、利益処分案と略称する）に変更されたことと、取締役会の承認を得てから監査役等に計算

書類およびその附属明細書を提出しなければならないという明文の規定を置いたことである。

附属明細書の監査役への提出時期についても、従前の商法281条ノ2に第2項を追加して変更を加えている。

昭和56年改正商法 281 条ノ2 ①取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ7週間前ニ前条第1項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

②取締役ハ前項ノ書類ヲ提出シタル日ヨリ3週間内ニ前条第1項ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

本条の改正に合わせて、商法特例法の適用を受ける大会社と小会社における附属明細書の監査役等への提出時期についても、同法12条および23条に第2項として新設規定を置いて、それぞれの提出期限を「3週間以内」と「2週間以内」とに改めた。したがって改正法によると、取締役は、取締役会の承認を受けた後、計算書類を定時総会の8週間前（大会社、商法特例法12条2項）、7週間前（中会社、商法281条ノ2第1項）、5週間前（小会社、商法特例法23条1項）に監査役へ提出し、その附属明細書を計算書類提出の日から、3週間以内（大会社、商法特例法12条2項）、同じく3週間内（中会社、商法281条ノ2第2項）、2週間以内（小会社、商法特例法23条2項）に監査役（大会社にあっては監査役および会計監査人）に提出しなければならない。

昭和56年の改正に先立つ「株式会社の計算・公開に関する改正 試案」（昭和54年12月25日）（以下、改正試案と略称する）の「一計算書類等」の4においては、計算書類と附属明細書の双方を同時に提出することとしていたが、改正法では、大会社および中会社においては、附属明細書の提出期限が従来より1週間早くなり、監査役および会計監査人は、少なくとも1週間前には計算書類と附属明細書の双方を同時に手元において監査することが可能となった。また、従前では、計算書類の監査報告書と附属明細書の

監査報告書が、小会社を除いて、別々に作成されていたけれども、昭和56年の改正をもって1つの監査報告書となり(商法281条ノ3第1項)、商法282条1項も、「取締役ハ定時総会ノ会日ノ2週間前ヨリ第281条第1項ノ書類及監査報告書ヲ5年間本店ニ、其ノ謄本ヲ3年間支店ニ備置クコトヲ要ス」と改められたため、計算書類および附属明細書、これらの監査報告書の備置・公開の開始時期が、定時総会の会日の1週間前から2週間前へ1週間早められるとともに、これらの書類を5年間本店に、その謄本を3年間支店に備え置くこととなった。

なお、昭和56年改正商法特例法は、大会社の要件を、「資本の額が5億円以上又は負債の合計金額が200億円以上の株式会社」に改めている。

[昭和56年商法改正に伴う計算書類規則の改正]

昭和56年商法改正に伴う計算書類規則の改正(昭和57年4月24日)においては、貸借対照表・損益計算書・営業報告書・利益処分案の計算書類と附属明細書の体系は、昭和49年商法改正以来変わったところはない。しかし、計算書類規則の第1章ないし第3章が改正されて、貸借対照表および損益計算書の記載方法が改善され、営業報告書の記載事項を新しく設ける(計算書類規則45条)とともに、附属明細書の記載事項を充実・整備した(計算書類規則46条及至48条)。

計算書類規則46条と47条は、大会社、中会社および小会社すべてに適用されるが、48条は小会社以外の会社のみ適用があり、小会社には適用されない。

企業経営に関する情報開示は、法定されている記載事項にかぎられるものではなく、その他重要な開示すべき事項があれば、これを記載して開示することが、企業の自主的監査に資することにもなるので、計算書類規則46条は、この旨を定めるとともに、原則として会計方針の変更理由を記載すべきことを規定した。

昭和57年改正計算書類規則46条 ①附属明細書には、この規則で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

②貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその変更の理由を記載しなければならない。ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない。

計算書類規則47条は、改正試案を踏まえたうえでの規定である。改正試案では、20の項目に分けて検討されていたが、本条は11項目にまとめて規定している。改正試案の内容とほとんど同じである。記載事項には、非財務事項もあるけれども、いわゆる財務諸表規則等の調整がはかられているため、これらを参考にして、各項目を検討すべきである。

昭和57年改正計算書類規則47条 ①附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 資本金及び準備金の増減
- 二 社債、社債以外の長期借入金及び短期借入金の増減
- 三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
- 四 資産につき設定している担保権の明細
- 五 保証債務の明細
- 六 減価償却引当金以外の引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法(貸借対照表に注記したものを除く。)
- 七 支配株主に対する債権及び債務の明細
- 八 子会社に対する出資の明細及び各子会社が有する会社の株式の数
- 九 子会社に対する債権の明細
- 十 取締役、監査役又は支配株主との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主との利益が相反するものの明細
- 十一 取締役に支払った報酬の額及び監査役に

## 支払った報酬の額

②前項第5号、第8号又は第9号の事項については、重要でないものは、一括して記載することができる。

計算書類規則48条は、大会社と中会社に適用される規定である。大規模会社において、特に問題となると考えられる項目が規定されている。結合企業関係の規定が中心であるが、総会屋締出しの内容をもった記載事項についても附属明細書で開示されることが明らかにされている。

昭和57年改正計算書類規則48条 ①小会社以外の会社の附属明細書には、次の事項をも記載しなければならない。

- 一 担保として取得している自己株式及び親会社の株式の明細
- 二 会社が発行済株式の総数の4分の1を超える株式を有する株式会社又は資本の4分の1を超える出資口数を有する有限会社（子会社を除く。）に対する出資の明細及び当該株式会社又は有限会社が有する会社の株式の数
- 三 子会社との間の営業取引の明細並びに各子会社に対する債権及び債務の増減
- 四 他の会社の無限責任社員、取締役、監査役又は支配人を兼ねる取締役又は監査役につきその兼務の状況の明細（重要でないものを除く。）
- 五 営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細

②前項第4号の他の会社の営業が会社の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

③第1項第5号の明細は、大会社の監査報告書に関する規則（昭和57年法務省令第26号）第7条第1項第2号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない。

④前条第2項の規定は、第1項第2号又は第3号に掲げる事項の記載に準用する。

## IV. 附属明細書の意義

附属明細書とは、商法281条1項に定める計算書類の附属明細書であり、これを作成・開示することによって会社の業務および財産の状況を明らかにしようとするものである。昭和25年商法改正において附属明細書が創設された時点においては、旧商法281条所定の書類の作成のために用いられた資料、準備書類、典拠書類を、附属明細書と考えていた<sup>9)</sup>ようであるが、附属明細書は、単に計算書類の反覆ないし集約では足りず、少なくとも計算書類中の重要項目の内訳を記載し、その内容を説明するものでなければならない<sup>9)</sup>。

附属明細書は、本来、誘導法による決算書類の内容を補充し、殊に明瞭性の原則上表示に一定の限界がある貸借対照表および損益計算書の重要な記載事項について、その期末残高の内訳明細や期中増減を記載し、株主・債権者に会社企業の内容を的確に判断させようとするためのものであるから、本質的には、計算書類体系の1つとして経理体系中に組み込まれるべきものである<sup>10)</sup>。前述したように、昭和49年商法改正により、計算書類の附属的な明細書が計算書類の一部として、その体系に含まれたのであり、形式的にも、商法293条ノ6から離れて商法281条に計算書類とともに規定されることになった。

附属明細書が、いわゆる真実公開の原則上行なう一定内容の報告をして十分にその目的を達せしめるためには、少なくともその最小限度の記載事項および記載内容が法定されていることを必要とするといわなければならない、それゆえにこそ、附属明細書の本質的意義は、これらの点に求められるべきである<sup>11)</sup>。附属明細書に新たに法定された記載事項から、その意義を次のように考えることができる。すなわち、依然として（財務諸表）附属明細表は貸借対照表およ

び損益計算書に附属する明細表ではあるが、附属明細書は単なる明細表だけにとどまらず、営業報告書の附属明細書としての性格を新たに有し、これら書類の記載事項とは別の固有の記載事項の開示が求められた書類(間接開示書<sup>12)</sup>)としての意義をもつこととなった。

附属明細書の作成および備置を命じたのは、商法 294 条の書類閲覧権が「発行済株式ノ総数ノ10分ノ1以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」すなわち少数株主に認められ、個々の株主に認められないことから、その代用として個々の株主に書類閲覧権行使によって知りうるるとほぼ同様の結果を得させんがためである。したがって附属明細書の制度は、株主の経理検査権の1つとして認められたわが国特有の制度であり、かかる制限を緩和する点においても、また、その作成も、会社の経理をめぐって顕著に現われる取締役の不正行為や取締役の業務執行の妥当性などの監視のための情報提供を主たる目的とし、したがって、監督機能を有し、その記載事項もこの目的に沿うるものを中核としてきた点においても<sup>13)</sup>、附属明細書制度の意義を認めることができよう。

## V. 附属明細書と財産目録の関係

財産目録は、5種類の計算書類の1つとして、明治32年商法以来、昭和49年商法改正までその第1番目の書類として規定されてきた。財産目録が、はじめて法律上の制度として採用されたのは、債権者の保護、具体的には支払能力の測定を目的としてのことであり、そこでは貸借対照表は財産目録から作成されなければならず、貸借対照表は、単に財産目録の要約表と考えられていたにすぎない。しかし、昭和24年7月9日の「企業会計原則の設定について」(経済安定本部企業会計制度調査会)の3(財務諸表の体系)の中に、財産目録はすでに見当たらない。これは、企業会計において、損益計算書の重要性が強調されるにつれて貸借対照表と損益

計算書とは有機的関連を保つべきことが認識されるようになってきたからである。続く、昭和26年9月16日の「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(経済安定本部企業会計基準審議会)の第2(貸借対照表および損益計算書)においても、第6(計算書類の作成)においても、財産目録を削除することが提言されている。決算報告書たる計算書類から、財産目録を削除する理由は、「財産目録は、開業、合併、清算等財産計算を行う必要ある場合にのみその作成を要するものであって、損益計算を主眼とする決算の場合には財産目録を作成する必要は見出されないし、またこれを作成することは、今日の企業にとっては困難である。」(同第6)ということにあった。そして、昭和35年6月22日の「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」(大蔵省企業会計審議会中間報告)連続意見書第一「財務諸表の体系について」3[企業会計原則と商法]『1財産目録』においても、今日では財産目録は、決算報告書としての財務諸表の体系からはとり除かれなければならないことが提言された。

昭和37年商法改正によって、株式会社の会計規定が、従来の財産法から損益法に移行し、貸借対照表が会計帳簿の記録から誘導法によって作成されるようになり、財産目録の作成の必要がなくなっても、なお財産目録の作成が取締役に義務づけられていた。ただ、財産目録については定時総会の承認を受ける必要はなかった(旧商法 283 条 1 項)。

昭和49年の商法改正の際、商法総則において株式会社を含むすべての商人について、財産目録(開業財産目録と決算財産目録)が廃止された。ただし、清算(商法 117 条 1 項、130 条、419 条)・破産(破産法 189 条)・会社更生手続開始(会社更生法 178 条)の際には、従前どおり作成しなければならない。

このように、通常財産目録が廃止された理由の1つは、現在の会計実務の採用する損益法および誘導法のもとでは、あるいは、財産目録を

貸借対照表の資産表と解する考え方のもとでは、その存在理由がうすらいでいたと考えられたからである<sup>14)</sup>。

このように、現行商法が計算書類から財産目録を削除した根拠は、昭和25年改正商法による附属明細書の出現にあるといえる<sup>15)</sup>。昭和49年の改正によって、立法当初の帳簿閲覧権の代用物という性格から、貸借対照表や損益計算書の基本計算書類に対し、その補足的計算書類としての性格を強めてきたのである<sup>16)</sup>。現行商法のもとにおける附属明細書は、いわば動態的財産目録ともいふべきであって、財産目録と大略同様の機能を有し、その記載内容はもとより、実地調査においても株主保護のほか債権者保護のための配慮も必要となる<sup>17)</sup>。

なお、財産目録と附属明細書との違いは、財産目録は、期末の資産および負債の残高の明細につき記載するが、附属明細書は期中の取引の損益の要約をも必要に応じ記載する点、および、財産目録は、資産および負債について網羅的、概観的であって、差引期末の純財産の有高を示すが、附属明細書は主要な科目または項目について個別的に記載する点、財産目録には資本は記載されないが、附属明細書は資本についても記載する点などにある。

## VI. 附属明細書と財務諸表附属明細表等の関係

附属明細書類の制度には、証券取引法にもとづく有価証券報告書（証券取引法24条乃至25条）と、証券取引法193条にもとづいて制定されている「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、財務諸表規則と略称する）に定める附属明細表（財務諸表規則6章117条以下）があり、その他、法人税法施行規則35条2号が規定する、いわゆる勘定科目内訳明細書がある。実際界では、有価証券報告書と附属明細書が上場会社において、そして、いわゆる勘定科目内訳明細書が中小規模の会社に

において流用されていたといわれている。

昭和25年商法改正後、昭和27年12月27日に、法務省事務次官名義で、「商法改正の要望に関する照会について」として、8項目にわたる「商法改正要望事項（照会事項）」が、関係官庁・民間団体・学界等各方面に対し公表されたのであるが、計算書類附属明細書の作成については、「手続が繁雑にして作成する書類の限度範囲が不明確であるとともに、株主の保護は商法第293条ノ6の規定によりなしうる。又新法実施後真面目な株主からの閲覧の実績もない。」、あるいは、「証券取引法により主務官庁に有価証券報告書の提出を要する会社は、商法第293条ノ5が要求するものと同様又はより以上明細な計算に関するステートメントを右報告書に記載することになっており、これは株主のみならず何人にも公示（謄本又は抄本の交付に関し手数料を支払う点は会社に請求する場合も同様である）されることになっているので、この特別法の適用ある会社に対しては二重の負担をかけることを避けるため、同様の目的を有する商法の規定の適用は除外すべきである。」という主張が実務界から強く提出されていた<sup>18)</sup>。しかしこのような主張に対しては、「行政官庁に備えておいて公示することは、必ずしも会社の本店及び支店における公示の代用とはなりえない。」という理由から反対しつつも、有価証券報告書と商法の定める計算書類の附属明細書とはその機能と内容において大体相似的である点から、有価証券報告書の提出を要する会社は有価証券報告書の写しを附属明細書に代替することを認める一方、「証券取引法により、有価証券報告書の提出を要求されていない会社のために、商法所定の附属明細書の内容をいさ少しく簡略化しても差支えないであろう<sup>19)</sup>。」と、有力に説かれていたし、「計算書類附属明細書の作成義務をたとえ存置するとしても、その義務履行のためには、その作成上の実際の様式、内容、基準についての明文規定を必要とする<sup>20)</sup>」という趣旨の意見も出されていた。

附属明細書は、内容的にいても作成の方式および記載事項をほとんどこの有価証券報告書の記載事項に含めているから、この報告書に若干補充することによって、計算書類の附属明細書としているのが、実情であったし、これがために、会社が双方の書類の作成を強制され、会社事務上の著しい煩雑な手数と費用を強要することとなっていた。しかし、そもそも附属明細書の作成は、善良な株主をして（昭和49年商法改正後は債権者を含めて）、会社の業績および取締役の業務執行の妥当性を具体的に判断せしめるために必要とするものであるから、有価証券報告書との間に、制度の趣旨および内容において喰い違いがあるかぎり、安易に一方を代用することはできないのであり、それがため、立法論として少なくとも有価証券報告書と附属明細書との間の調整が必要である<sup>21)</sup>、と指摘されていた。

そして、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書（大蔵省企業会計審議会中間報告）第1「財務諸表の体系について」（昭和35年6月22日）「3 企業会計原則と商法」の『2 財務諸表付属明細表』において、

「……財務諸表付属明細表は、財務諸表における重要な科目について、期末残高の内訳若しくは期中の増減を明らかにするため、会計帳簿に基づいて作成されるものである。商法は、このような企業会計原則における財務諸表付属明細表を財務諸表の体系にとり入れることを明らかにすることが望ましい。

この場合、問題になるのは、企業会計原則における財務諸表付属明細表と商法293条ノ5に規定する計算書類付属明細書との関係である。既に述べたように、財産目録を財務諸表の体系から除外するとすれば、計算書類付属明細書は、財産目録に代って資産および負債の明細表としての役割を果たすことが要請されることになる<sup>22)</sup>。したがって、計算書類付属明細書は、その内容、作成時期などを再検討し、商法の規定を改めることによって、財務諸表付属明細表と

同一の役割を果たしうるものとするのであろう。」という提言がなされていた。

他方、附属明細書は、貸借対照表および損益計算書の各勘定科目の期中増減を中心として、株主・債権者の保護上客観的に必要な企業内容の開示を要請するから、取締役等の不正行為の防止などの機能を有するものである。これに対して、有価証券報告書は、一般投資家のために会社の営業および経理状態を明らかにするものであり、附属明細表は、財務諸表に記載される事項の一部の項目についてのみ特に詳細な記載をしたものにすぎない<sup>23)</sup>。この点、附属明細書は、これら有価証券報告書および附属明細表が有する機能をも合わせ有すると考えられるため、機能という側面からみると、附属明細書と有価証券報告書および附属明細表とは、類似性を否定することができないから、一定規模の会社については、これら書類の記載事項および内容を一致させるとともに、それ以外の会社については、商法において別に記載事項および記載内容を法定すべきが妥当ではないか<sup>24)</sup>、という立法論が展開されている。

また、昭和45年3月30日の法制審議会総会決定による「商法の一部を改正する法律案要綱」第10の（注）では、附属明細書の記載事項は、財務諸表規則による財務諸表付属明細表の記載事項とおおむね同様とすることが望まれている。その理由とするところは、昭和26年9月16日の経済安定本部企業会計基準審議会による「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」第14の「計算書類附属明細書」において伺い知ることができよう。すなわち、「商法上のスケジュールは書類閲覧権の要件をなすものである関係上証券取引委員会規則のスケジュールと全く同一の内容とすることが困難であるが、本来計算書類附属明細書としての本質を等しくするものであるから両者の調整を図り、可能な限りその合致を図る必要がある。」というのが、その理由であった。

しかしながら、これらの諸制度は、それぞれ

の法律の目的に即して、制度の趣旨・開示義務者・主務官庁等を異にするものであり、それ故にこそ、その記載事項および記載内容の細目についても、必ずしも同一であるとはいえないのが実情なのである。たとえば、附属明細書がすべての会社を対象として作成を義務づけられているのに対し、附属明細表は証券取引法の監査が適用される大規模会社を対象としているし、あるいは、有価証券報告書の記載事項（証券取引法24条1項、118条1項）は、附属明細書の記載事項を充たしておらず、またそのなかには附属明細書の記載事項として不十分なものがある。もとより、これら書類の記載事項を合致させようとする方針ないしは考え方を否定するわけではないが、また、できるだけ近づけようとする試みを厭うものでもないが、そもそも、この問題は、単に、経済性を理由にして、記載事項を一致させる性質のものではあるまい。したがって、有価証券報告書、財務諸表附属明細表および勘定科目内訳明細書をもって、計算書類附属明細書の代用とすることは、現行法上認めることは許されないものであり、立法論としても極めて困難といわざるをえないのである<sup>25)</sup>。

## VII. 附属明細書と営業報告書の関係

附属明細書も営業報告書も、貸借対照表および損益計算書によって開示される計数的情報以外の会社の業務および財務の状況を開示するための書類であり、取締役が毎決算期に作成して取締役会の承認を得て、監査役および会計監査人の監査をうける書類であり、また、両者ともに、取締役会の承認で確定し、会計に関する事項については会計監査人も監査をする書類である。以上が、附属明細書と営業報告書の共通点である。附属明細書が、株主に直接送付されることなく、会社の本店および支店に備え置いて、株主および会社債権者の閲覧または謄本・抄本の交付請求によってその内容が開示される（商法282条）のに対し、営業報告書は、定時

総会の招集通知の添付書類として株主に送付されて、その内容が開示される（商法283条2項）という点、また、営業報告書は定時総会に提出されて、その内容が報告されるのに対し、附属明細書はそのような法的取扱いはないという点で、両者は異なる<sup>26)</sup>。

なお、改正試案の「一計算書類」の1においては、附属明細書は、貸借対照表、損益計算書および業務報告書について作成すべきであるとともに、利益処分案について作成する必要がないことが明らかにされていた。改正後の商法281条1項では、従来と同様に、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案の附属明細書と定められているので、利益処分案の附属明細書を文理解釈上認めることができるとしても、実際には無意味であるから、利益処分案についての附属明細書はないと考えるべきであろう。

このように、計算書類のうち、貸借対照表および損益計算書についての附属明細書を肯定し、利益処分案についての附属明細書を否定するのが一般であるが、営業報告書についての附属明細書に関しては一致をみない。大方の考え方は、営業報告書のうちに、かりに計算事項があっても、それは本来他の計算書類（とくに損益計算書）およびその附属明細書によって明確にされるべきことであり、また、業務自体に関することは、むしろ、取締役会の議事録で明らかにされることだから、営業報告書については特別に附属明細書を作成する必要はない<sup>27)</sup>、と解しているようである。

しかし、改正試案の段階では、利益処分案についての附属明細書を否定はしたが、業務報告書についての附属明細書を肯認しているし<sup>28)</sup>、昭和56年商法改正に伴ない改正された商法特例法13条2項により、営業報告書の記載事項中に会計に関するものが含まれることを否定していないこと、また、昭和57年改正計算書類規則46条1項が、附属明細書には、営業報告書についてもその記載を補足する重要な事項を記載しなければならない旨を定めていること、さらに

は、昭和56年商法改正によって新設された商法260条ノ4第4項は、株主および会社債権者がその権利を行使するため、必要があれば、取締役会の議事録を閲覧または謄写の請求が可能であるけれども、そのためには裁判所の許可を必要とする旨定めているから、株主および債権者による取締役会の議事録閲覧・謄写請求権は制限されることとなったことなどを考えると、営業報告書自体の附属明細書を禁ずる理由はなくなったように思われるのである<sup>29)</sup>。

附属明細書が会計情報を、営業報告書が会社業務および財務の事実または事実関係そのものをそれぞれ担当するのが、理念的にはもっともすぐれている<sup>30)</sup>という考え方が示されているが、他方では、何を営業報告書において開示し、何を附属明細書において開示すべきかは、株主の会社情報への接近の容易度と会社の情報開示の費用負担の軽重を勘案して行なわれるべきである<sup>31)</sup>という考え方もある。この点、現行法上の附属明細書と営業報告書の相違点の1つは、その開示の方法に存することに注意しなければならない。附属明細書は、定時総会の会日の2週間前より5年間会社の本店またはその謄本が3年間支店において、公開されて、その内容が開示される(間接開示)<sup>32)</sup>から、附属明細書には、利用者たる株主が詳細を知りたいというように、関心を有するであろうと思われる一層詳細な事項の記載が要求される。これに対して、営業報告書は、単位未満株主を除くすべての株主に送付され、(直接開示)その内容が開示されるから、営業報告書には、すべての株主が関心を有するであろう比較的重要な事項が記載されることを要する<sup>33)</sup>。

#### VIII. 附属明細書の作成・確定・備置

旧商法293条の5制定当時においても、計算書類と同様に、附属明細書も毎決算期に取締役が作成しなければならないが、その時期は、計算書類自体と違って、定時総会の会日前たるこ

とを要せず、決算期から4月内に作成すればよいとされていた。これは、株主総会が計算書類を承認するには、附属明細書まで提出させる必要は必ずしもなく、しかも、その作成には相当の期間の余裕を与える必要があるからである<sup>34)</sup>、と考えられていた。しかし、昭和26年9月16日の経済安定本部企業会計基準審議会による「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」第14の「計算書類附属明細書」においては、「計算書類の作成は原則として同時的でないければならない。」と提言されていた。

すでに検討したように、昭和49年商法改正により、附属明細書の作成期間が決算期から4カ月以内であったのを、定時総会の3週間前までとして短縮し、監査役の監査を受けることを要すると改め(旧商法281条ノ4)、大会社にあっては、附属明細書は、定時総会の4週間前までに監査役と会計監査人とに提出されなければならない(旧商法特例法15条1項)とされ、これに対して、小会社の場合には、中会社と同様の取扱いとされた(旧商法特例法25条)。このように、昭和49年の商法改正のもとでは、監査役は、計算書類についての監査報告書を、計算書類が提出されてから4週間内に取締役提出しなければならないとされていたので、計算書類についての監査報告書を取締役に提出するまでには、附属明細書は監査役のもとに到達せず、監査に不便であることが生じた。

昭和56年商法改正により、取締役は、計算書類を、監査役に監査のために提出した後、3週間内に計算書類の附属明細書を作成して、監査役に提出しなければならないこととした(商法281条ノ2)。この結果、監査役は、その監査報告書を提出するまでの間に1週間ほど、計算書類とその附属明細書の双方がその手元に置かれ、同時に監査することができるようになった。

附属明細書も営業報告書と同様に、監査役または会計監査人が適法とする意見を述べるか否かにかかわらず、取締役会の承認をもって確

定する。なお、附属明細書は、営業報告書と異なり、定時総会に提出して報告する必要はないけれども、附属明細書についての株主からの説明請求があれば、利益処分案の承認に関する説明請求がなされたものとして、利益処分案の承認決議の瑕疵事由にならぬよう、取締役や監査役は、その説明をしなければならない<sup>36)</sup>。

附属明細書の備置場所については、昭和25年商法改正の際には、計算書類は本店に備え置くだけで足りた(旧商法282条1項)が、附属明細書については、附属明細書自体が、本店のほかに支店にも備え置かれなければならない(旧商法293条ノ5第1項)。これは、会社の本店から遠隔の地に居住する株主も、最寄の支店があれば、そこで容易に閲覧・謄写の権利を行使しうるように考慮されたからである<sup>37)</sup>。けれども、昭和49年商法改正においては、計算書類および監査報告書とともに本店だけに備え置かれることとなった(旧商法282条1項)。しかし、昭和56年商法改正によって、附属明細書が本店に、その謄本が支店に備え置くことが規定されるに至っている(商法282条1項)。

旧商法293条ノ5制定当時、附属明細書の備置期間については格別の規定がなかったため、当該会社または支店の存立中は備え置くべきものである<sup>37)</sup>、あるいは、商業帳簿の保存期間が10年と定められている(商法36条)から、次の決算期まで備え置くだけでは充分でなく、10年間は備え置かなければならない、と解する立場<sup>38)</sup>があって、疑義を生じていた。

昭和49年商法改正においても、取締役は、定時総会の会日の1週間前より附属明細書を計算書類並びに監査報告書とともに、本店に備え置かなければならない(旧商法282条1項)と定めるだけで、備置期間の問題は残されたままであった。

昭和56年商法改正により、計算書類および監査報告書とともに、定時総会の会日より、原本を本店に5年間、支店にその謄本を3年間、備え置かれることとなった(商法282条1項)た

め、附属明細書を含めてこれら書類の備置期間に関するこれまでの問題は解決した。この場合の3年ないし5年という備置期間の起算点は、定時総会の会日ではなく、定時総会の会日の2週間前と解すべきである。

なお、前述したように、取締役は、附属明細書を定時総会に提出して、その承認を求める必要はない(商法283条1項)。

小会社においては、取締役は、定時総会の1週間前から5年間、計算書類、附属明細書および監査報告書を本店に備え置かねばならない(商法特例法23条4項)。このように、小会社であっても附属明細書は作成しなければならないのであるが、小会社の場合、計算書類規則3条ノ4によって貸借対照表および損益計算書の注記の内訳のような事項を記載事項とする附属明細書を、小会社が作成することにどれだけの効果があるかについては、今後検討を要する課題である<sup>39)</sup>。

## 注

- 1) 蓮井良憲「計算書類附属明細書の一考察」『進展する企業法・経済法』吉永栄助先生古稀記念論文集(中央経済社、1982・5)215頁。
- 2) 松本丞治『株式会社改正の要点』(巖松堂、1940・5)145頁。
- 3) 奥野健一他6名『株式会社法積義』(巖松堂、1939・3)213-214頁。
- 4) 司法省民事局編『商法中改正法律案理由書(総則・会社)』(清水書店、1937・2)161頁。
- 5) 岡崎恕一「商法の一部を改正する法律案要綱解説」『株式会社法改正の諸問題』(法曹会、1949・11)13頁。吉田 昂「商法改正の諸問題～商法改正法律案要綱をめぐって～」『改正商法関係資料』(最高裁判所事務総局民事局、1949・12)34頁。
- 6) この間の商法294条との関係における立法過程については、特に、伊沢孝平・『注解新会社法』(法文社、1950・6)528頁参照。伊沢孝平博士は、昭和25年商法改正時の法制審議会の委員であった。なお、中馬義直『注釈会社法(6)』大隅＝大森編(有斐閣、1970・6)398頁参照。
- 7) 矢沢 惇＝鴻 常夫『会社法の展開と課題』(日本評論社、1968・7)6頁(矢沢発言)、12頁(鴻発言)、15頁(矢沢発言)参照。

- 8) 伊沢孝平, 前掲書, 521頁。
- 9) 石井照久『会社法下巻』(勁草書房, 1967・7) 239頁。
- 10) 蓮井良憲・前掲216頁。
- 11) 蓮井良憲・前掲216頁。
- 12) 倉沢康一郎「附属明細書」『企業会計』34巻6号(1982・6) 31頁。
- 13) 蓮井良憲・前掲216頁。
- 14) 吉永栄助「会計帳簿と財務諸表」吉永=飯野監修『会社の計算』上巻(商事法務研究会, 1974・7) 74頁。
- 15) 山村忠平「試案における附属明細書制度」『産業経理』40巻3号(1980・3) 18頁。
- 16) 山村忠平「附属明細書の役割と記載事項」『税経通信』36巻14号(1981・11) 87頁。
- 17) 蓮井良憲・前掲218頁。吉永栄助・前掲74頁。
- 18) 曾野和明「商法改正の立法論的展開」会社実務協会編『商法改正の動向と基本問題』(会社実務協会, 1961・4) 249頁, 252頁, 265頁参照。
- 19) 大隅=大森「会社法改正の問題点」『私法』9号(1953) 102頁。
- 20) 曾野和明・前掲266頁参照。
- 21) 田中辰雄「現行商法における解釈論的諸問題」会社実務協会編『商法改正の動向と基本問題』(会社実務協会, 1961・4) 398頁参照。
- 22) 高松和男「財務諸表の構成」飯野=山柁編『会計学基礎講座2』(有斐閣, 1973・7) 103頁—104頁参照。
- 23) 財務諸表規則118条1項によると, 附属明細表の種類は, ①有価証券明細表, ②有形固定資産明細表, ③無形固定資産明細表, ④関係会社有価証券明細表, ⑤関係会社出資金明細表, ⑥関係会社貸付金明細表, ⑦社債明細表, ⑧長期借入金明細表, ⑨関係会社借入金明細表, ⑩資本金明細表, ⑪資本剰余金明細表, ⑫利益準備金及び任意積立金明細表, ⑬減価償却費明細表, ⑭引当金明細表, 以上の14種類であり, これらについては, さらに, 財務諸表規則取扱要領6章175条乃至183条において, 記載方法が詳細に定められている。
- 24) 石井=矢沢『新しい株式会社法の実施』(有斐閣, 1951・9) 16頁—17頁。蓮井良憲・前掲218頁。石井照久・前掲書240頁。前田庸『注解会社法(6)』大森=矢沢編(有斐閣, 1970・6) 362頁—363頁。舛田精一「会計サイドから見た附属明細書」『産業経理』40巻6号(1980・6) 23頁。
- 25) 味村=田辺他6名著『新商法と企業会計』(財経詳報社, 1974・12) 332頁—333頁(浅地発言), 335頁(川北発言)参照。前田庸・前掲書362頁参照。増田和夫「営業報告書と附属明細書の記載事項について」『三重法経セミナー』37号(1982・4) 5頁参照。
- 26) 久留島隆「営業報告書の意義と記載事項」『横浜経営研究』4巻1号(1983・6) 29頁—30頁。
- 27) 並木俊守『新商法の逐条解説』(中央経済社, 1974・4) 141頁。石井照久・前掲書293頁—240頁。
- 28) 改正試案の段階の業務報告書の附属明細書というのは, 内訳明細表ともいうべきものであって, この点, 財務諸表(特に貸借対照表)の内訳明細表と本質を同じくするものである(武田隆二「附属明細書の記載内容の分析的評価」『企業会計』32巻4号(1980・4) 69頁—70頁。)との考え方が示されている。
- 29) 稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会, 1982・7) 309頁—310頁。山村忠平「附属明細書の役割と記載事項」『税経通信』36巻14号(1981・11) 90頁—91頁。
- 30) 戸田博之「改正商法における開示についての問題点」『経済経営論叢』(京都産業大学)16巻4号(1982・3) 48頁
- 31) 神崎克郎「会社法改正と計算・公開の課題」『ジュリスト』747号(1981・8) 130頁。
- 32) この場合を「間接開示」というのは正確でないと指摘する考え方(神崎克郎「営業報告書と附属明細書の記載事項」『企業会計』34巻1号(1982・1) 36—37頁。増田和夫・前掲7頁。)がある。その理由は, 証券取引法上の開示手段である有価証券報告書が, 証券会社や投資顧問等の専門家を通じて間接に一般投資者に利用されるのであるが, 附属明細書は, このような意味で「間接に」利用されるものではないということにある。
- 33) 増田和夫・前掲2頁。
- 34) 鈴木=石井『改正株式会社法解説』(日本評論社, 1951・4) 283頁。
- 35) 神崎克郎・前掲ジュリスト747号127頁。久留島隆「株主総会における会社役員の説明義務」『改正会社法の基本問題』高鳥正夫編著(慶応通信, 1982・7) 117頁, 119頁。
- 36) 大隅=大森『逐条改正会社法解説』(有斐閣, 1951・6) 458頁。
- 37) 大隅=大森・前掲書458頁。山村忠平『現代会社会計法』田中誠二他2名共著(春秋社, 1953・9) 118頁,
- 38) 吉永栄助・前掲書78頁。
- 39) 鴻 常夫他「改正会社法と新法務省令(2)」『ジュリスト』772号(1982・8) 169頁—170頁(稲葉発言)参照。